

入札説明書

佐野市では、佐野市勤労者会館に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集しますので、当該募集に参加される方は、この説明書をよく読み、各事項を承知のうえ、お申し込みください。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 佐野市勤労者会館における飲料用自動販売機設置
- (2) 許可期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（36カ月）
- (3) 設置場所 佐野市勤労者会館（佐野市浅沼町796）
- (4) 物件概要 別紙による。

2 入札に参加する資格の確認等

本入札に参加を希望する者は、資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を提出し、当該資格の確認申請をすること。

- (1) 提出書類
条件付一般競争入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 提出方法
持参
- (3) 提出先
佐野市 産業政策課 産業政策係
- (4) 提出期限
令和6年3月4日(月) 午後5時

3 入札の基本事項

- (1) 入札する内容は、自動販売機の設置期間中における毎月の売上金額に対する「提案率」を小数点以下第1位まで記載してください。
- (2) 入札方法は、本入札説明書に記載する入札日時及び入札場所において入札書を提出していただきます。
なお、郵送、ファクシミリ及びインターネットなどでの提出は受付いたしません。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 入札執行回数は、1回とし再度入札は行わないものとします。
- (5) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札を辞退される場合は、入札辞退届（指定様式）を入札日前日までに、佐野市産業政策課産業政策係へ提出（持参）してください。

4 入札及び開札の方法等

- (1) 入札は指定の入札書を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。
- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお提案率の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 提案率はアラビア数字を使用し、少数点以下第1位まで記入してください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 代理人が入札を行う場合には、委任状を入札執行前に提出してください。
- (7) 入札及び開札の日時
令和6年3月19日(火) 午前11時（受付は午前10時30分から）
- (8) 入札及び開札の場所
佐野市役所5階 502、503会議室（佐野市高砂町1）
- (9) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名等を佐野市ホームページ等で公表します。

5 落札者の決定方法

- (1) 入札書を公開の場で開札し、本入札で定める最低提案率以上の率をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い率を提示した者を落札者とします。
ただし、最高提案率で入札した者が辞退した場合は、次点の者を落札者とします。
- (2) 最高提案率の入札が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

6 入札の無効

- (1) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できないとき。
- (2) 入札書記載の提案率を訂正したもの、又は氏名の下に押印がないもの。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に2通以上の入札をしたもの。
- (4) 入札者の資格を制限した場合において無資格者のしたもの。
- (5) 開札に立会いを要する場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないとき。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (7) 2人以上の代理をした者が入札をしたもの。
- (8) 入札日時に遅延した入札者又はその代理人が入札をしたもの。
- (9) その他本入札における特定事項に違反したもの。

7 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

8 自動販売機の設置条件

- (1) 自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の施設使用形態地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置事業者に対し、市有財産の一部を貸付ける方法（賃貸借契約）により行います。
- (2) 許可期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日までとし、入札を経ない許可の更新は認めないものとします。
- (3) 使用料
毎月の自動販売機の売上金額に、入札書に記載された提案率を乗じた金額をもって使用料とします。
※使用料（1円未満切捨て）＝毎月の売上金額×提案率
- (4) 必要経費
自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとします。
 - ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については佐野市の指示に従ってください。
 - イ 電気料については、設置事業者の負担とします。各設置事業者において、適正な規格品である計量機器を設置し、それによる実費を電力会社が指定する期限までに全額納入してください。
 - ウ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。
- (5) 設置機器の仕様
設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。
 - ア 別表の入札物件で示す外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。
 - イ 十円以上の補助貨幣及び千円紙幣が使用できること。
 - ウ 省電力やノンフロン対応、LED対応など環境負荷の低減に十分配慮したものであること。
 - エ 外観は設置場所に配慮したものであること。
 - オ 取出口が高い位置にあるなど、利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものや、災害や緊急事態の発生、停電時等に対応する災害救援ベンダーを搭載した機械の設置について、積極的な導入に努めること。
- (6) 利用上の制限
契約期間中は、次の事項を遵守してください。
 - ア 入札条件を遵守し、使用料を市が定める期限までに確実に納付すること。
 - イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
 - ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については佐野市と協議の上行う

こと。

エ 販売品目は、清涼飲料水（スポーツドリンク含む）とし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に佐野市と協議を行うこと。

オ 商品の販売価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売すること。

カ 自動販売機の設置場所は、透明ガラス面に面するため、自動販売機の裏面が見えないよう目隠しを設置すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を佐野市に請求することはできない。

9 契約の締結

(1) 落札者は、速やかに契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(3) 契約は入札参加者名義で行います。

(4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、佐野市は一切の損害賠償の責を負いません。

10 使用料の納付

使用料は、毎月、佐野市の指定する口座に全額納入してください。また、既に納付した使用料は返還いたしません。

また、売上実績（売上個数、金額）については、所管の産業政策課へ毎月報告

するものとしします。

12 その他

条件付一般競争入札参加資格確認申請書、入札書等の指定様式は、佐野市ホームページにおいて、本入札を掲載したページから様式をダウンロードして使用してください。なお、ダウンロードができない場合等は、産業政策課窓口で配布します。

13 問い合わせ先

佐野市 産業政策課 産業政策係（担当：笠原）

郵便番号 327-8501

住 所 栃木県佐野市高砂町1（佐野市役所3階）

電 話 0283-20-3040

FAX 0283-20-3029